

生涯スキーリーダー規程

平成 26 年 9 月 30 日制定

(任 務)

第 1 条 生涯スキーリーダー（以下リーダーとする）は、スキーの普及発展のため子供や中高年のスキーライフをコーディネートする。

(義 務)

第 2 条 リーダーの任務を遂行するため、加盟団体が主催する生涯スキーリーダー研修会に、2 年に 1 回（隔年）参加し修了すること、及び当該年度の全日本スキー連盟会員登録を行わなければならない。

(資格の停止)

第 3 条 リーダーが生涯スキーリーダー研修会を 2 年続けて未修了の場合は、リーダーの資格を停止する。

(資格停止の解除)

第 3 条の 2 リーダーの資格停止は、生涯スキーリーダー研修会修了、及び当該年度の全日本スキー連盟会員登録をもって解除される。

(生涯スキーリーダー検定会の実施)

第 4 条 生涯スキーリーダー検定会（以下検定会とする）は、養成講習会・講習検定方式により実施する。

(検定員)

第 5 条 検定及び判定は、加盟団体長等から委嘱された検定員資格を有する検定員 2 名が担当する。

(認定基準、認定基準実施要領)

第 6 条 生涯スキーリーダー検定会の実実施要領及び認定基準は、次の各号に定める。

(1) 養成講習は 8 時間とし、すべて集合講習とする。

(2) 養成検定は、次のカリキュラムに準じて実施し、基礎理論はレポート方式とする。

①実技 6 時間（講習検定を含む）

・導入技術の取り扱い・平地での移動技術・傾斜地での移動技術（登り方・滑降・制動技術・制動の回転技術・楽しむ為のターンの組み立てによる回転技術）。

②理論 2 時間（理論テストを含む）

・指導方法論・スキー実施上の安全管理・バックカントリーの知識・生涯スキーの普及とその方策。

(3) 認定基準は、実技及び理論ともに 65 点以上とする。

(受検資格)

第 7 条 受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。

(1) 受検する年度の 4 月 1 日現在、40 歳以上の者。

(2) 級別テスト 2 級程度の技術を有する者。

(受検手続)

第 8 条 認定を受けようとする者は、別に定める受検願書に必要書類を添え、実施団体の定める講習検定料と共に、実施団体に提出しなければならない。

(認定者の手続)

第 9 条 合格者は、合格時に全日本スキー連盟会員に登録しなければならない。

第 9 条の 2 合格者は、認定料等の納入をもって認定されることとする。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。